



商工会だより

平成28年6月版
横芝光町商工会
TEL 82-0434
FAX 82-0629
www.yokoshibahikari.jp

平成28年度通常総代会開催される

第10回通常総代会が出席者91名（総代数120名）をもって、5月24日（火）午後3時より、町立図書館にて開催されました。ご来賓として横芝光町長 佐藤晴彦様をはじめ多数のご臨席をいただき盛会裏に開催されました。提出された議案は、原案どおり承認決定されました。



●本年度実施事業

- ①「産業競争力強化法」に基づき「創業塾」を開催する。
- ②「買い物弱者対策」を実行するため、「地域経済活性化提案型事業」を実施する。
- ③ 山武地区商工会と連携し「経営発達支援事業」を実施する。
- ④「消費税軽減税率対策窓口相談事業」を受託し、講習会等を開催する。
- ⑤ 新公共交通「デマンド交通」の予約センター業務を町から受託
- ⑥ 町内事業所と町民の雇用マッチング及びIターン・Uターン対策を実施する。
- ⑦ 特産品の販路開拓及び他の特産品開発や地域産品を活用した飲食店メニューの開発を行う。
- ⑧「経営革新等支援機関」として、各種補助金の申請支援や融資の斡旋等の相談を行う。
- ⑨「商工業活性化事業」を実施し、ビジネスチャンス等の拡大を図る。

複数税率への対応が必要となる中小企業の皆様へ

レジ導入に補助金が活用できます！

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度が創設されました。補助額は、レジ1台あたり20万円が上限です。補助率は2/3です。（1台のみ機器導入を行う場合でかつ導入費用が3万円未満の機器については補助率3/4、タブレット等の汎用端末についての補助率は1/2の補助率になります。）レジ本体のほかに、レジ機能に直結する付属機器等（バーコードリーダー・キャッシュドローア・クレジットカード決済端末）も合わせて補助対象となります。

A型 複数税率対応レジの導入等支援型

B-1型 受発注システム・指定事業者改修型

B-2型 受発注システム・自己導入型

申請受付期限 A型及びB-2型：平成29年5月31日までに申請（事後申請）

B-1型：平成29年3月31日までに事業が完了するように申請（事前申請が必要、交付決定以前に作業着手した場合は補助対象になりません。）

インターネットにつながっているパソコンがあれば、ホームページが無料で持てます！

商工会ホームページ作成ツール（SHIFT）を活用しよう

「SHIFT」とは商工会のホームページ作成ツールです。HTMLタグなど専門知識がなくてもインターネットにつながるパソコンがあれば誰でも簡単にホームページの作成、更新が可能です。パソコンが苦手という方でも商工会にお越しください。「SHIFT」でのホームページ作りをお手伝いします

事業資金相談会の実施について

日本政策金融公庫千葉支店のご協力により、「事業資金相談会」を開催いたします。日本政策金融公庫千葉支店の融資担当者が出張し、本会にて事業資金の相談をいたします。詳しくは、別添チラシをご覧ください。

- ◆日 時：7月4日（月） 午前11時～午後4時
- ◆場 所：横芝光町商工会
- ◆内 容：日本政策金融公庫融資相談
※事前の予約が必要です。

日本公庫の融資制度の特徴は

- 全国約89万企業が利用
- 信用保証協会の保証は不要
- 低利・固定金利の融資
- 特別貸付制度に該当すれば、お得な利率が適用
- 国の不動産担保ローンをご利用すれば、さらにお得に！
- 設備資金貸付利率特例制度に該当すれば、さらにお得！
- 新たに事業を始める方もご利用できます。

「創業塾」を開催します！

経営者、後継者、新規事業を立ち上げようとする方もぜひ受講してください！

6月8日より、創業塾を別紙のとおり開催します。開業を予定している方が対象となりますが、新事業の立ち上げを検討している方、後継者の方で経営の基礎を学びたい方も大歓迎です。

- 期 日／平成28年6月8日(水)・6月22日(水)・7月6日(水)・7月20日(水)
- 時 間／午後7時～8時30分
- 会 場／横芝光町商工会 2階 会議室

インターネットにつながっているパソコンがあれば、ホームページが無料で持てます！

商工会ホームページ作成ツール（SHIFT）を活用しよう

「SHIFT」とは商工会のホームページ作成ツールです。HTMLタグなど専門知識がなくてもインターネットにつながるパソコンがあれば誰でも簡単にホームページの作成、更新が可能です。パソコンが苦手という方でも商工会にお越しください。「SHIFT」でのホームページ作りをお手伝いします。

事業主のための退職金制度 小規模企業共済

小規模企業の個人事業主が事業を廃止した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、第一線を退いたときにそれまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる共済制度です。

- ◆小規模企業共済は国がつくった「経営者の退職金制度」です。
- ◆毎月の掛金は全額所得控除になります。 ◆納付した掛金総額の範囲以内で貸付が受けられます。
- ◆共済金は退職金所得扱い、または公的年金等の雑所得扱いのため、税法上も有利です。
- ◆掛金月額、1,000円から7万円までの範囲（500円刻み）で自由に選べます。

連鎖倒産から中小企業を守ります 経営セーフティ共済

貴方の会社が健全経営でも「取引先の倒産」という事態はいつ起こるかわかりません。経営セーフティ共済（正式名称：中小企業倒産防止共済制度）は、そのような不測の事態に直面された中小企業の皆様に迅速に資金をお貸しする共済制度です。

- ◆取引先事業者の倒産によって売掛金債権等が回収困難となった場合に、掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円の共済金の貸付けが受けられます。 ◆共済金貸付金は、無担保・無保証人です。
- ◆掛金月額は、5,000円から20万円までの範囲（5,000円刻み）で自由に選べ、掛金総額が800万円になるまで積み立てられます。掛金は税法上、法人の場合は損金、個人の場合は必要経費に算入できます。